

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日であるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示

町の区域の変更(市町村振興課)
鳥取県青少年健全育成条例施行規則第二条の三第一項第九号に規定する施設の指定(女性青少年課)

土地改良区の役員就任(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定()

土地収用法による事業の認定(管理課)

県道の区域の決定(道路課)

県道の区域の変更()

県道の供用の開始()

土地区画整理法による換地処分(都市計画課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧()

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

政治団体の解散の届出

資金管理団体の届出

資金管理団体の指定の取消しの届出

◇ 公 告

◇ 調達公告

◇ 正 誤

平成九年度後期技能検定の合格者(労政能力開発課)
公募型指名競争入札の実施(管理課)

平成十年三月十七日付鳥取県公報号外第十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第二百三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第一百三十九条第四項後段の規定による米子市が行う米子境港都市計画事業米子駅境線加茂町沿道土地区画整理事業施行地区の宅地の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町の名称	同上の区域(平成九年九月一日現在の地番による。)
加茂町二丁目	加茂町二丁目のうち一六の一の一部、一六の一〇の一部、二五の一部、二六の二の一部、二六の五、三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
西町	西町一八の二の一部及びこれと一体をなす国有地 久米町三三の一部、三三の三の一部、三四の一、三四の二、三五の一部、四〇の一部、四〇の七の一部、四〇の八の一部
西町	西町のうち一八の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 加茂町二丁目二六の二の一部、二六の五、三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

久米町 加茂町二丁目一六の一の一部、一六の一〇の一部、二五の一部及びこれらと一体をなす国有地

久米町のうち三三の一部、三三の三の一部、三四の一、三四の二、三五の一部、四〇の一部、四〇の七の一部、四〇の八の一部以外の区域

鳥取県告示第二百三十三号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十六年三月鳥取県規則第十二号）第二條の三第一項第九号に規定する施設を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

施設 の 名 称	所 在 地
鳥取市民体育館	鳥取市吉成三丁目一
鳥取市民プール	々
鳥取市千代テニス場	鳥取市古海八三八一
鳥取市城北テニス場	鳥取市松並町三丁目二〇四
鳥取市海洋センター	鳥取市三津一〇七二
鳥取市営サッカー場バードスタジアム	鳥取市蔵田四二三
鳥取市湖山体育館	鳥取市湖山町北六丁目三三〇一二五
鳥取市山の手体育館	鳥取市吉方町一丁目二〇一三
鳥取市豊実体育館	鳥取市野坂九二七
鳥取市松保体育館	鳥取市里仁五六〇一
鳥取市岩倉体育館	鳥取市立川町六丁目一七一

鳥取市倉田体育館	鳥取市八坂四九一六
鳥取市稲葉山体育館	鳥取市卯垣五丁目五七
鳥取市千代水体育館	鳥取市秋里四二三一
鳥取市城北体育館	鳥取市丸山町三一〇一
鳥取市東郷体育館	鳥取市北村三二一
鳥取市大正体育館	鳥取市古海七〇八一
鳥取市末垣体育館	鳥取市伏野一九八六九
鳥取市浜坂体育館	鳥取市浜坂二丁目九一〇
鳥取市美保南体育館	鳥取市叶二八六一二
鳥取市富桑体育館	鳥取市西品治二八三一
鳥取市安蔵公園	鳥取市河内一八五一
鳥取市東部研修センター面影会館	鳥取市桜谷一六二一六
米子市勤労青少年ホーム	米子市東福原八丁目二四一三一
米子水鳥公園ネイチャーセンター	米子市彦名新田六六五
米子市立山陰歴史館	米子市中町二〇
米子市住吉体育館	米子市旗ヶ崎七丁目一七一三六
米子市加茂体育館	米子市河崎三七二〇一
米子市南部体育館	米子市榎原一四四九一四
米子市弓ヶ浜体育館	米子市夜見町三二五一一〇
米子市美保体育館	米子市大篠津町三六五七一七
米子市福米体育館	米子市西福原六丁目一四
米子市福生体育館	米子市上福原二丁目一〇
米子市湊山体育館	米子市大谷町一三
米子市箕蚊屋体育館	米子市下新印一〇五七一二
米子市宮西福原庭球場	米子市西福原四丁目一三三
米子市宮日野川堰運動広場	米子市古豊千及び福市地内

倉吉線鉄道記念館
 倉吉市勤労青少年ホーム
 倉吉市営明倫体育館
 倉吉スポーツセンター
 倉吉市立伯耆しあわせの郷
 境港市境東地区学習等供用施設
 境港市境西地区学習等供用施設
 境港市しらぎく会館
 境港市財ノ木地区学習等供用施設
 境港市幸神地区学習等供用施設
 海とくらしの史料館
 境港市民体育館
 境港第二市民体育館
 境港市幸神体育館
 境港市渡体育館
 境港市民温水プール
 境港市民スポーツ広場
 河原町総合町民運動場
 稲常スポーツ広場
 八東町総合運動公園
 智頭温水プール
 智頭勤労者体育センター
 智頭町民体育館
 智頭町総合運動場
 智頭町民運動場
 あおや郷土館

倉吉市明治町一〇二二七
 倉吉市住吉町七七一
 倉吉市鍛冶町二丁目二九七二二
 倉吉市葵町五九一一
 倉吉市小田四五八
 境港市上道町一九八九五
 境港市大正町九七一
 境港市小篠津町四五〇
 境港市財ノ木町六五六一一二
 境港市幸神町一五一一一
 境港市花町八一
 境港市中野町一九〇〇
 境港市中野町二〇三五
 境港市小篠津町一九
 境港市渡町一四一七三
 境港市中野町二〇三五
 境港市渡町一六〇
 八頭郡河原町大字山手六三二一一ほか
 八頭郡河原町大字稲常地先
 八頭郡八東町大字徳丸五二八
 八頭郡智頭町大字智頭一〇七〇二
 八頭郡智頭町大字智頭一〇六八一六
 八頭郡智頭町大字中田七
 八頭郡智頭町大字智頭七二八一五
 気高郡青谷町大字青谷三〇三〇

青谷町農林漁業者トレーニングセンター
 青谷農村勤労福祉センター(青谷町体育館)
 青谷町民グラウンド施設
 青谷町農村広場施設
 羽合町立町民体育館
 羽合町農林漁業者トレーニングセンター
 ハワイ風土記館
 羽合町歴史民俗資料館
 泊村歴史民俗資料館
 泊村立青少年の家
 三朝町農林漁業者健康増進施設
 竹田地区町民体育館
 三朝町民武道館
 三朝町営三朝陸上競技場
 三朝町営美の田テニスコート
 関金町B&G海洋センター(艇庫)
 関金町B&G海洋センター(水泳プール)
 関金町資料館
 北条町歴史民俗資料館
 北条町民芸実習館
 北条町B&G海洋センター
 北条町町民運動場
 北条農村勤労福祉センター
 北条町テニスコート
 北条町多目的広場
 北条海浜広場

気高郡青谷町大字露谷五〇
 気高郡青谷町大字善田二九
 気高郡青谷町大字青谷一三五一ほか
 気高郡青谷町大字青谷五二八三一ほか
 東伯郡羽合町大字長瀬八三六
 東伯郡羽合町大字南谷五三六一
 東伯郡羽合町大字上橋津七〇一一
 東伯郡羽合町大字久留一九一一
 東伯郡泊村大字泊一〇八五一
 東伯郡泊村大字泊一〇八五一
 東伯郡三朝町大字本泉四三〇
 東伯郡三朝町大字穴鴨一九一一二
 東伯郡三朝町大字本泉五一〇
 東伯郡三朝町大字本泉七六九一一
 東伯郡三朝町大字本泉六八五
 東伯郡関金町大字松河原一〇六一九八五
 東伯郡関金町大字関金宿一五九五
 東伯郡関金町大字今西一〇六一一一
 東伯郡北条町田井四七一
 東伯郡北条町田井四六一
 東伯郡北条町田井四二八一
 東伯郡北条町土下一〇五
 東伯郡北条町国坂三八五一五
 東伯郡北条町国坂五八二
 東伯郡北条町田井四八八一

蜘蛛ヶ家山山菜の里	東伯郡北条町曲一二七〇―二
浦安町民プール	東伯郡東伯町大字上伊勢五四
古布庄町民プール	東伯郡東伯町大字古長一八六―二
東伯町民武道館	東伯郡東伯町大字浦安一一九
東伯町立平岩記念会館	東伯郡東伯町大字田越四八五―一
伊勢崎地区コミュニティ施設	東伯郡東伯町大字槻下二二六八―一
上郷地区コミュニティ施設	東伯郡東伯町大字大杉五四七
倉坂地区活性化施設	東伯郡東伯町大字倉坂九八―三
効多目的研修集会施設	東伯郡東伯町大字劬五―七
水辺公園	東伯郡東伯町大字槻下一〇二六
聖郷運動広場	東伯郡東伯町大字劬五一九
東伯町立逢東海岸ふれあい広場	東伯郡東伯町大字逢東五九二
東伯町一向平野営場	東伯郡東伯町大字野井倉六八八―二二九ほか
東伯町三本杉ふるさと分校	東伯郡東伯町大字三本杉一二二九―一
東伯町南部ふるさと広場	東伯郡東伯町大字三本杉一〇八七
倉坂山村広場	東伯郡東伯町大字倉坂五三四
八橋地区農村公園	東伯郡東伯町大字八橋一〇七九
古布庄運動広場	東伯郡東伯町大字古長六七五
名和町地域休養施設	西伯郡名和町大字加茂二六六三
名和町農業者トレーニングセンター	西伯郡名和町大字名和二二四七―一

鳥取県告示第二百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の指名及び住所

監事 池 田 通 夫 倉吉市下米積六〇九

平成十年三月十一日就任 任期平成十二年二月十六日まで

鳥取県告示第二百三十五号

溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業大内農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年三月三十日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中山町

二 事業の種類

文教の森整備事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡中山町赤坂字塚山、字向山、字瓦屋渡り、字後口谷、字後口

山、字片平山、字ノットメ及び字下中峯地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯郡中山町赤坂六六

中山町役場

鳥取県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十年三月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成十年三月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉環状線	倉吉市富海字青木七二五―一地先から同市八幡町字久米谷三三〇―一―二地先まで	四・五 五八・〇	一、五七三・〇

路線名	変 更		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前 後 別	区 間		
倉吉東伯線	変更前	東伯郡東伯町大字浦安字清重九三― 一―二地先から同大字字清水元四六六― 一―地先まで	七・〇 二一・〇	六八二・〇
	変更後	東伯郡東伯町大字下伊勢字荒神下モ 五八一―一―地先から同町大字浦安字 北市場四〇八―六地先まで	一六・〇 三五・八	三四〇・〇
	変更後	東伯郡東伯町大字浦安字清重九三― 一―二―三―地先から同大字字清水元四六六― 一―地先まで	一六・〇 三九・五	七〇七・〇

長江羽合線		東郷羽合線		倉吉江北線	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
東伯郡羽合町大字長瀬字南和乱田二 九〇一―地先から同町大字久留字河 原田二〇一―六地先まで	東伯郡羽合町大字長瀬字鉾手四一八 一―地先から同町大字久留字河原田 二〇一―六地先	東伯郡東郷町大字宮内字小長谷二三 七―地先から同大字字狐塚三一五 地先まで	東伯郡東郷町大字宮内字コキトノ二 一三一―地先から同大字字出雲山四 四九一―地先まで	東伯郡東郷町大字宮内字コキトノ二 一三一―地先から同大字字出雲山四 四九一―地先まで	倉吉市旭田町八九地先から同市大正 町二丁目六一―二地先まで
九・〇〇 三五・〇	一六・二〇 三五・〇	四・五〇 九・五	七・〇〇 三八・〇	四・〇〇 一〇・〇	一一・〇〇 三一・〇
八四七・〇	八一三・〇	二二一・〇	三八八・〇	四八八・〇	四〇五・〇
倉吉市旭田町八九地先から同市大正 町二丁目六一―二地先まで	倉吉市旭田町八九地先から同市大正 町二丁目六一―二地先まで	倉吉市旭田町八九地先から同市大正 町二丁目六一―二地先まで	倉吉市旭田町八九地先から同市大正 町二丁目六一―二地先まで	倉吉市旭田町八九地先から同市大正 町二丁目六一―二地先まで	倉吉市旭田町八九地先から同市大正 町二丁目六一―二地先まで

鳥取県告示第二百三十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり
 県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成十年三月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町
 一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

三朝温泉木 地山線		亀谷北条線	
変更後	変更前	変更後	変更前
東伯郡三朝町大字高橋字家廻二一八 一―地先から同字二一八―四地先ま で	東伯郡三朝町大字西小鹿字井戸尻一 五八五―地先から同町大字高橋字 家廻二一五―二地先まで	東伯郡大栄町大字原字門戸二一―六 地先から同郡北条町曲字尺半五八六 地先まで	東伯郡大栄町大字原字北佃五一―一 二地先から同郡北条町曲字井尻四八 三三―地先まで
六・〇〇 九・〇	一〇・〇〇 四〇・〇	五・八〇 二五・六	一〇・四〇 三三・〇
七一・〇	一八三・〇	五五〇・八	一、五五三・四
東伯郡大栄町大字原字北佃五一―一 二地先から同郡北条町曲字井尻四八 三三―地先まで	東伯郡大栄町大字原字尺半五八六 地先から同郡北条町曲字井尻四八 三三―地先まで	東伯郡大栄町大字原字門戸二一―六 地先から同郡北条町曲字尺半五八六 地先まで	東伯郡大栄町大字原字北佃五一―一 二地先から同郡北条町曲字井尻四八 三三―地先まで

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名		区	間	供用開始の期日
倉吉東伯線	東伯郡東伯町大字浦安字清重九三―三三三地从先から同町大字下伊勢字荒神下モ五八―一―地先まで			平成十年三月三十一日
倉吉江北線	倉吉市福吉町一三八―一―四地先から同市大正町二丁目六一―二地先まで			〃
東郷羽合線	東伯郡東郷町大字宮内字コキトノ二二三―一―地先から同大字出雲山四四九―一―地先まで			〃
東郷羽合線	東伯郡東郷町大字宮内字小長谷二三七―一―地先から同地先まで			〃
東郷羽合線	東伯郡大栄町大字原字北佃五一五―二―地先から同郡北条町曲字井尻四八三―三―地先まで			〃
東郷羽合線	東伯郡大栄町大字原字屋敷七九〇―地先から同字七八九―九―地先まで			〃
東郷羽合線	東伯郡北条町曲字尺半五八六―地先から同地先まで			〃
三朝温泉木地山線	東伯郡三朝町大字西小鹿字井戸尻一五八五―一―地先から同町大字高橋字家廻一二五―二―地先まで			〃
倉吉環状線	倉吉市富海字青木七一五―一―地先から同市下大江字大畑三五〇―地先まで			〃

鳥取県告示第二百四十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画事業米子駅境線賀茂町沿道土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、関金町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画公園 二・二・六号関金三号公園
- 二 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
鳥取県住宅建築同友会	尾崎 明雄	尾坂 功	鳥取市西町二丁目一〇二西町フロインドビル内	平成十年二月十日	その他の政治団体
田村耕太郎後援会	石井 信儀	中島 保	鳥取市職人町二六	平成十年二月十三日	〃
田村耕太郎政策研究会	田村耕太郎	田村伊都子	〃	〃	〃
中部女性ビューアの会	田村 閑美	美田 恭子	倉吉市上井町二丁目四一四アゲイビル一階	平成十年二月十七日	〃
中部青年政経会	前田 六仁	道祖尾孝康	倉吉市南昭和町五九	〃	〃
維新政党・新風鳥取県本部	前田 一可	前田シゲ子	気高郡青谷町大字河原二八三	平成十年二月二十日	〃
名桜会	田宮 義徳	国本 正弘	西伯郡名和町大字小竹七〇九	平成十年二月二十七日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

山田弘政策研究会	山田 弘	谷口 稔	鳥取市元町四二八一二	平成十年三月二日	〃
大興会	大櫃 興紀	松浦 保之	米子市長砂町五八二一六	平成十年三月十二日	〃
大びつおきのり後援会	松原 勉	西村 稔	〃	〃	〃
ふじなわ喜和後援会	森下 哲也	坂本 益夫	鳥取市湖山町北四丁目八一	〃	〃
藤縄喜和とつとり政策研究会	藤縄 喜和	〃	〃	〃	〃

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日	備考
自由民主党鳥取 県土地改良支部	会計責任者の 氏名	谷澤 英一	前田 幸雄	平成十年 二月十日	政党の 支部
自由民主党倉吉 市上灘支部	主たる事務所 の所在地	倉吉市下田中 町九七	倉吉市米田町 八八三	平成十年 三月十日	〃
自由民主党西伯 町支部	〃	西伯郡西伯町大 字東町三三二	西伯郡西伯町大字 落合三五三三	〃	〃
自由民主党境港 市支部	〃	境港市湊町一 五二	境港市上道町 三一四七	〃	〃
自由民主党鳥取 市稲葉山支部	〃	鳥取市滝山三 〇〇	鳥取市立川町五 丁目二六六一	〃	〃
〃	代表者の氏名	伊藤 憲男	木本 正	〃	〃
自由民主党鳥取市 浜坂中ノ郷支部	主たる事務所 の所在地	鳥取市浜坂二丁 目一七一六	鳥取市浜坂六 丁目二二二七	〃	〃
〃	代表者の氏名	美沢 新市	大月 紀郎	〃	〃
自由民主党鳥取県 軍恩連盟総支部	会計責任者の 氏名	畑中 信京	重村 文雄	〃	〃
自由民主党鳥取 県港湾支部	代表者の氏名	佐藤 芳雄	神谷 徳治	〃	〃
自由民主党鳥取県 電気通信職域支部	〃	大久保良隆	田中 範幸	〃	〃
自由民主党鳥取県 司法書士職域支部	主たる事務所 の所在地	鳥取市西町二 丁目四一九	倉吉市仲ノ町 八〇六	〃	〃

〃	代表者の氏名	鎌谷 収	山田 博史	〃	〃
〃	会計責任者の 氏名	山田 博史	藤田 義彦	〃	〃
日本共産党鳥取県 西部地区委員会	代表者の氏名	鷲見 節夫	保田 睦美	平成十年三 月十三日	〃
〃	会計責任者の 氏名	水津 岩男	鷲見 節夫	〃	〃
自由民主党東郷町 支部	〃	寺地 章行	上治 尚司	平成十年三 月十九日	〃
鳥取県土地改良 政治連盟	会計責任者の 氏名	谷澤 英一	前田 幸雄	平成十年 二月十日	その他 政治団体
澤田俊夫後援会	〃	澤田 哲郎	澤田 一美	平成十年二 月二十六日	〃
宮本幸美後援会	〃	宮脇 昇児	畠山 武	〃	〃
日本行政書士政治 連盟鳥取県支部	代表者の氏名	松浪 弘	本池 卓義	平成十年 三月十日	〃
〃	会計責任者の 氏名	杉本 寛次	高岡 繁	〃	〃
田中英教後援会	代表者の氏名	松田 博行	西村 義広	平成十年三 月十二日	〃
森田智後援会	会計責任者の 氏名	森田 幸喜	谷田 和男	平成十年三 月十三日	〃
全国たばこ耕作者政 治連盟鳥取県支部	代表者の氏名	安田 明功	奥田 一憲	平成十年三 月十九日	〃

ふじなわ喜和後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市湖山町東一丁目五一四	鳥取市湖山町北四丁目八二二	〃	〃
村田かずみ後援会	会計責任者の氏名	村田 真弓	村田 石松	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨の次のとおり公表する。

平成十年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

<p>◎その他の政治団体 期間 平成8年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 町民の会</p> <p>報告年月日 平成10年3月18日 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円 政治団体の名称 松涛塾鳥取県本部</p>	<p>報告年月日 平成10年3月19日 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円 政治団体の名称 大和塾鳥取県本部</p> <p>報告年月日 平成10年3月19日 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円 政治団体の名称 松涛塾鳥取県本部</p>
--	---

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県地方行政支部	浜崎芳宏	岡本善徳	鳥取市八坂二〇五	平成十年三月十日	政党の支部
グループ「自由の風」	亀尾孝継	秦伊知郎	西伯郡西伯町大字福成六〇九	平成十年二月十二日	その他の政治団体
新進党を育てる会	松川端利	小出英一	鳥取市今町二丁目二八一	平成十年二月二十六日	〃
西田春政後援会	西田 清	中山義秋	八頭郡河原町大字曳田一〇一一	〃	〃
本高親雄後援会	本高親雄	森田廣実	日野郡江府町大字江尾一九一三	〃	〃
岡本善徳後援会	西尾必溥	岡本徹也	鳥取市八坂二〇五	平成十年三月十日	〃
松浦いさお鳥取県後援会	浜崎芳宏	岡本善徳	〃	〃	〃
町民の会	鐵本政利	金元麻雄	東伯郡関金町大字安歩三〇一一	平成十年三月十八日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会 監 査 部

交付金に係る支出 (0円)

政治団体の名称 新進党を育てる会

報告年月日 平成10年 2月19日

(平成10年 1月31日解散)

収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

政治団体の名称 本高親雄後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 本高親雄

資金管理団体の届出に係る公職の種類 江府町議会議員

報告年月日 平成10年 2月26日

(平成10年 1月31日解散)

収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

政治団体の名称 岡本善徳後援会

報告年月日 平成10年 3月10日

(平成10年 3月10日解散)

収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

政治団体の名称 松浦いさお鳥取県後援会

報告年月日 平成10年 3月10日

(平成10年 3月10日解散)

収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

政治団体の名称 自由民主党鳥取県地方行政支部

報告年月日 平成10年 3月10日

(平成10年 3月10日解散)

収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

政治団体の名称 自由民主党鳥取県地方行政支部

報告年月日 平成10年 2月4日

(平成10年 2月7日解散)

収入・支出の総額

<p>◎政党の支部</p> <p>期間 平成9年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 自由民主党鳥取県地方行政支部</p> <p>報告年月日 平成10年3月10日</p> <p>(平成10年3月10日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円 <p>◎その他の政治団体</p> <p>期間 平成9年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 グループ「自由の風」</p> <p>報告年月日 平成10年2月4日</p> <p>(平成10年2月7日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p>	<p>(1) 収入総額 3,573円</p> <p>ア 前年繰越額 2,073円</p> <p>イ 本年収入額 1,500円</p> <p>(2) 支出総額 2,654円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳 寄附 (内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 1,500円</p> <p>合 計 1,500円</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>個人からの寄附 1,500円</p> <p>その他 1,500円</p> <p>(2) 支出の内訳 政治活動費 2,654円</p> <p>その他の経費 2,654円</p> <p>合 計 2,654円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した</p>
---	---

<p>報告年月日 平成10年 2月12日 (平成10年 2月 7日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 1,418円 ア 前年繰越額 919円 イ 本年収入額 499円 (2) 支出総額 1,418円</p> <p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附 (内訳別掲) 個人からの寄附 499円 合 計 499円</p> <p>[寄附の内訳] 個人からの寄附 その他 499円 (2) 支出の内訳 政治活動費 その他の経費 1,418円 合 計 1,418円 (うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出 0円)</p> <p>平成10年 1月 1日～同年 1月31日 政治団体の名称 新進党を育てる会 報告年月日 平成10年 2月26日</p>	<p>(平成10年 1月31日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成10年 1月 1日～同年3月31日 政治団体の名称 本高親雄後援会 资金管理団体の届出をした者の氏名 本高親雄 资金管理団体の届出に係る公職の種類 江府町議会議員</p> <p>報告年月日 平成10年 2月26日 (平成10年 1月31日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成10年 1月 1日～同年 3月10日 政治団体の名称 岡本善徳後援会 報告年月日 平成10年 3月10日 (平成10年 3月10日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>期間 平成10年 1月 1日～同年 3月10日 政治団体の名称 松浦いさお鳥取県後援 会</p> <p>報告年月日 平成10年 3月10日 (平成10年 3月10日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p> <p>◎その他の政治団体 期間 平成 9年 1月 1日～同年12月31日 政治団体の名称 西田春政後援会 報告年月日 平成10年 2月26日 (平成 9年12月31日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 4,184円 ア 前年繰越額 4,178円 イ 本年収入額 6円 (2) 支出総額 0円 2 収入の内訳 その他の収入 10万円未満の収入 6円 合 計 6円</p> <p>政治団体の名称 町民の会</p>	<p>報告年月日 平成10年 3月18日 (平成 9年12月31日解散)</p> <p>収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>
---	--	--	--

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
田村耕太郎	参議院議員	田村耕太郎政策研究会	鳥取市職人町二六	田村耕太郎	平成十年二月十三日
田村 閑美	県議会議員	中部女性ビューアの会	倉吉市上井町二丁目四一四 アゲイビル一階	田村 閑美	平成十年二月十七日
前田 六仁	衆議院議員	中部青年政経会	倉吉市南昭和町五九	前田 六仁	〃
山田 弘	鳥取市長	山田弘政策研究会	鳥取市元町四二八二	山田 弘	平成十年三月二日
大櫃 興紀	米子市議会議員	大興会	米子市長砂町五八二一六	大櫃 興紀	平成十年三月十二日
藤縄 喜和	鳥取市議会議員	藤縄喜和とつとり政策研究会	鳥取市湖山町北四丁目八二二	藤原 喜和	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の指定を取り消す旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
本高 親雄	江府町議会議員	本高親雄後援会	日野郡江府町大字江尾一九二三	本高 親雄	平成十年二月二十六日

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した平成9年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成10年3月27日

鳥取県知事 西 尾 四 次

1 特級技能検定合格者

金属プレス加工

富 田 広 行 機械保全 板 倉 一 仁 1 級技能検定合格者 鍛 造 プレス型鍛造作業 岡 本 敦 ローテ加工 ローテ加工作業 富 田 一 臣 機械検査 機械検査 機械検査作業 松 田 俊 己 機械保全 機械保全 機械系保全作業 小 河 道 夫 田 中 好 一 電気系保全作業 内 田 隆 男 山 崎 裕 之 油圧装置調整 油圧装置調整作業 植 原 敏 夫 農業機械整備 農業機械整備作業 齊 木 敏 明 冷凍空気調和機器施工	小 倉 栄 子 石 田 井 浩 二 福 井 久 夫 藤 原 義 範 池 田 雄 哲 美 佐 栄 天 田 湖 浦 清 杉 浦 清 天 田 喜 代 志 刘 田 喜 代 志	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 作 業 田 中 愼 祐 紳士服製造 紳士服製造 紳士既製服型紙製作作業 紳士既製服縫製作業 鈴 木 浩 治 和 裁 和服製作作業 遠 藤 直 子 建 築 大 工 大 工 工 事 作 業 中 原 康 彦 配 管 建築配管作業 坂 口 明 伸 中 島 良 夫 松 尾 栄 茂 伊 藤 誉 志 橋 本 章 太 郎 林 秀 樹 型 枠 施 工 型枠工事作業 中 原 真 一 郎 鉄 筋 施 工 鉄筋組立て作業 平 田 照 憲 松 本 和 博 山 崎 祐 介 綿 瀬 博 成 小 川 幸 男 森 田 喜 美 恵 玉 島 光 男 西 尾 橋 道 夫 高 橋 秀 秋 橋 本 正 則 谷 口 浩 中 竹 牧 森 富 田 口 敬 村 内 本 田 敬 俊 明 崇 滋 貢 一 治 美 崇 滋 貢 一
--	--	--

<p>真野 学 松井 計 一 橋 剛</p> <p>須沢 明 史 佐藤 博 己 一 藤 知 伸</p> <p>木村 弘 治 森 田 憲 一 北 口 英 雄</p> <p>角田 敏 人 矢 畑 守</p> <p>防水施工</p> <p>アスファルト防水工事作業</p> <p>宮本 吉隆</p> <p>合成ゴム系シート防水工事作業</p> <p>永見 宏 伸</p> <p>塩化ビニル系シート防水工事作業</p> <p>安本 美由紀 吉川 英 樹 岩 山 克 己</p> <p>機械・プラント製図</p> <p>機械製図作業</p> <p>松田 俊 己</p> <p>塗装</p> <p>網橋塗装作業</p> <p>忠岡 明 足立 栄 井 上 明</p> <p>森田 和 志 青木 本 敬 敬 孝 潮 林 一</p> <p>水野 吉 昭 岩 本 通 孝 林 一</p> <p>原田 康 幸</p> <p>3 2級技能検定合格者</p> <p>さく井</p> <p>ロータリー式さく井工事作業</p> <p>仁木 浩 海老名 九 内 海 悟</p> <p>鍛造</p> <p>ハンマ型鍛造作業</p> <p>山本 久 雄</p>	<p>プレス型鍛造作業</p> <p>丸瀬 貴 実 古 橋 誠 司 加 藤 見 久</p> <p>金型製作</p> <p>プラスチック成形用金型製作作業</p> <p>小谷 博 史</p> <p>ローテ加工</p> <p>ローテ加工作業</p> <p>林 伸 祐 荒 木 勝 庄 本 睦 男</p> <p>澤 洋 一 河 野 篤 彦</p> <p>機械検査</p> <p>機械検査作業</p> <p>吉田 健 橋 谷 正 広 前 保 仁</p> <p>機械保全</p> <p>機械系保全作業</p> <p>中 沢 哲 也 川 口 耕 文 司 夫 浜 野 慎 一</p> <p>大 桑 義 和 山 平 井 久 幸 仁 雄 上 森 根 保 弘</p> <p>佐 伯 大 輔 山 本 田 幸 仁 昭 松 井 享 久</p> <p>沢 慎 一 郎 山 岩 清 水 正 滿 披 箕 井 浦 久</p> <p>湯 浅 敏 行 次 圓 山 裕 次</p> <p>電気系保全作業</p> <p>馬 野 寿 明 山 根 忠 男 巧 平 高 橋 直 樹</p> <p>高 嶋 淳 山 中 西 男 巧 平 高 橋 直 樹</p> <p>空気圧装置組立て</p> <p>空気圧装置組立て作業</p> <p>太田 照 久</p> <p>農業機械整備</p>
--	---

防水施工

合成ゴム系シート防水工事作業

小原 大幸

ガラス施工

ガラス工事作業

市田 祐二

家根 竜一郎

機械・プラント製図

機械製図作業

池上 毅

真島 恒雄

3級技能検定合格者

3級技能検定合格者

テクノカルイラストレーション

内田 美穂

林 正

横山 正弘

単一等級技能検定合格者

電子回路接続

電子回路接続作業

秋田 忠克

樹脂接着剤注入施工

エポキシ樹脂注入工事作業

吉岡 純一

原田 康幸

三浦 敏実

齋木 強司

大 溢 勝

牧田 浩司

川合 弘志

木田 敏

本田 和徳

谷 永 栄 治 歩

森 田 歩

下村 賢治

牧田 克也

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年3月27日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 工事の概要

(1) 工事名 県立鳥取養護学校特別教室棟増築他工事 (建築)

(2) 工事場所 鳥取市江津

(3) 工事内容

ア 本件工事は、県立鳥取養護学校の特別教室棟の増築 (既存棟の改修を含む。) をするものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 構造等

(ア) 特別教室棟 鉄筋コンクリート造 地上2階建

(イ) その他既存棟内部の一部改修

イ 面積 建築面積 約1,092㎡

述べ床面積 約1,767㎡

(5) 工期 平成10年5月から平成11年3月10日まで

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者
技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

<p>(1) 県内に本店を有する者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていること。</p> <p>(4) 本県の平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。</p> <p>(5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。</p> <p>(6) 平成10年3月27日（金）から同年5月12日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(7) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。</p> <p>(8) 昭和62年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で一棟の延べ床面積が1,000平方メートル以上の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。</p> <p>(9) 次に掲げる基準すべてを満たす管理技術者を本件工事に専任で配置できること。</p> <p>ア 昭和62年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。</p> <p>イ 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>ウ 建築士法（昭和55年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p>	<p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。</p> <p>ア 交付期間及び時間 平成10年3月27日（金）から同年4月8日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料等の提出 本件入札に参加を希望する者は、次により技術資料等を提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間 (1)のアに同じ。</p> <p>イ 提出場所 (1)のイに同じ。</p> <p>ウ 提出方法 持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は行わない。</p>
---	--

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

正 誤

平成十年三月十七日付鳥取県公報号外第十二号中次の箇所には誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
一	上	後ろから十	鳥取県告示第百八十三号	鳥取県告示第百八十六号
七	上	一	鳥取県告示第百八十四号	鳥取県告示第百八十七号